

令和7年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

- 1 対象施設
アイグラン保育園東千田
(中区東千田町二丁目)
- 2 実地監査実施日
令和7年7月3日
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。(令和7年8月8日通知)
- 4 改善措置報告書提出日
令和7年9月8日

文書指摘事項

| 改善を必要とする事項 | 是正改善方策 | 法人からの改善報告 |
|---|---|------------------------------|
| 保育士の配置について、職員配置基準を下回る時間帯があった。 ・令和7年3月10日 9:00~9:30 ▲1人 ・令和7年6月18日 8:30~9:00 ▲1人 | 保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること(児童福祉施設設備運営基準第33条)。 | 急遽の配置調整にも対応できるように職員配置数を増員する。 |

令和7年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

- 1 対象法人
社会福祉法人順源会
(佐伯区八幡一丁目)
- 2 実地監査実施日
令和7年12月8日ほか
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。(令和8年2月19日通知)
- 4 改善措置報告書提出日
令和8年3月18日

文書指摘事項

| 改善を必要とする事項 | 是正改善方策 | 法人からの改善報告 |
|--|---|--|
| <p>社会福祉法人の支出として認められるには、その支出の基となる行為が当該法人の目的遂行に必要なものであり、かつ、費用は社会通念上相当の範囲内であること、及び法定福祉サービスに関する収入については、法人外への資金流出に属する経費に充てていないこと等の要件に該当する必要があるが、順源会においては、直近10会計年度（平成27年度～令和6年度）に、当該要件に該当しない以下の1～8に掲げる不適切な支出をしていることが認められた。</p> <p>理事長は、順源会との委任契約に基づき、順源会に対し善管注意義務・忠実義務を負うとともに、各会計についても直接責任を負うところ、これを怠り、当該支出について指示・容認をした行為は、当該義務に違反する点で債務不履行に当たるから、その支出額について、順源会に対する損害賠償義務を負っている（社会福祉法第38条、第45条の16、第45条の20、民法第415条、第644条）。</p> <p>1 理事長等に係る飲食・飲酒費</p> | <p>理事長は、平成27年度から令和6年度までにおける別添の不適切な支出によって順源会に損害を与えているから、利息を付して、順源会に返還すること。</p> | <p>理事会において協議した結果、順源会として理事長に対する損害賠償請求は行わないこととしました。</p> <p>なお、今後の支出については、この度の広島市の特別監査によって指摘されたことを踏まえ、法人運営にとって真に必要不可欠なものであるかといった観点から内容を精査し、適切に行ってまいります。</p> |

(254 件、計 1,092 万 2,961 円)

理事長等が参加した飲食・飲酒に係る費用については、当該飲食等が順源会の目的遂行に必要な行為であると証するに足る証拠はなく、また、理事長も他の参加者等について説明しないことから、広島高裁判決(H13.3.7)、大阪地裁判決(H28.8.12)に照らせば、業務又は福利厚生としての支出であるとは認められないため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知))

2 政治資金パーティー券の購入費 (132 件、計 218 万円)

社会福祉法人が、その定款所定の目的の範囲を超えた活動が当然に想定される政治団体等により開催される政治資金パーティーのパーティー券を購入することは、最高裁判決(H8.3.19)に照らせば、「定款所定の目的の範囲外の行為」に当たるため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(民法第34条、社会福祉法人順源会定款第1条、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知))

3 政治資金パーティー参加のための旅費 (15 件、計 120 万 3,340 円)

理事長が2の政治資金パーティーに参加するための旅費を順源会が負担することは、2のとおり「定款所定の目的の範囲外の行為」に当たるため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(民法第34条、社会福祉法人順源会定款第1条、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金

等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知))

4 政治団体(政党等を除く。以下同じ。)への寄附(21件、計47万3,000円)

政治団体の会費については、順源会がその資金を負担しているため、政治資金規正法により禁じられている「法人による政治団体に対する寄附」に該当するため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(政治資金規正法第5条、第21条)

5 会員制飲食クラブの年会費(116件、計127万6,200円)

順源会が会員制飲食クラブを利用しなければならない合理的な理由はないため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知))

6 理事長等に係るゴルフのプレー代等(36件、計176万6,649円)

理事長等の順源会としての付き合いとは認められないゴルフのプレーについては、「ゴルフ自体は、同好者の娯楽にすぎず、業務との関連性は乏しい」という東京高裁判決(H23.9.15)があることに加え、東京地裁判決(S57.5.20)において「(法人の)交際費等ということとはできない」「個人に対する臨時の給与として役員賞与に該当する」とされており、「特別の利益供与の禁止」・「役員報酬等の支給基準に従った支給義務」に違反するため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

(社会福祉法第27条、第45条の35、社会福祉法人順源会定款第8条、第21条)

7 他の公益的団体への寄附（15件、計56万円）

定款所定の目的外の行為に当たる他の公益的団体への寄附については、大規模災害のうち、国が指定したものに係る義援金を除き、法人外への資金流出として制限されているため、これに充てた順源会の標記支出は認められない。

（「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知））

8 役員報酬等の支給基準に反する支給（26件、計46万5,040円）

社会福祉法人の役員報酬等は、社会福祉法第45条の35の規定により、法人の評議員会の承認を受けた基準に従って支給すべきところ、順源会は、日額1万円（評議員会への出席の場合等）から法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給すると規定しているにもかかわらず、この控除をしないで支給しており、同条・同基準に反しているため、当該控除相当額の負担に充てた順源会の標記支出は認められない。

（社会福祉法第27条、第45条の35、社会福祉法人順源会定款第8条、第21条）

令和7年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

- 1 対象施設
桜が丘愛育園
(東区戸坂桜上町)
- 2 実地監査実施日
令和8年1月13日
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。(令和8年3月11日通知)
- 4 改善措置報告書提出日
令和8年4月7日

文書指摘事項

| 改善を必要とする事項 | 是正改善方策 | 法人からの改善報告 |
|-------------------------------|---|---|
| 保育士の配置について、職員配置基準を下回る時間帯があった。 | 保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること(児童福祉施設設備運営基準第33条)。 | <p>各家庭の毎日の登園時間のばらつきや、保育士の突然の病欠、緊急手術等により、配置基準が満たされていない時間帯があったため、下記の対応をし、改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突然の病欠などにも対応できるよう、快く承諾してくれる保育士に、早く出勤してもらい、配置基準対策強化しました。 ・保育士には、健康管理に気を付けるご協力をお願いしました。 ・2月からは新規職員(8時間)が2人加わり、1月よりタイトな状況は改善されていきましたが、突然の何かが発生しても対応できるよう、引き続き、早めに出勤協力をしてもらい、毎日、配置基準が満たされるよう努めています。 ・4月からは更に新規保育士も加入し、ゆとりある出勤体制になりました。 ・それでも、突然の何かに備え、常に副園長、主任等を早い時間に出勤させ、基準が満たされるよう配置基準対策に努めています。 |

令和7年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

- 1 対象法人
社会福祉法人高林会
（西区南観音二丁目）
- 2 実地監査実施日
令和8年3月16日
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。（令和8年3月27日通知）
- 4 改善措置報告書提出日
令和8年4月17日

文書指摘事項

| 改善を必要とする事項 | 是正改善方策 | 法人からの改善報告 |
|--|---|----------------|
| <p>社会福祉法人の支出として認められるには、その支出の基となる行為が当該法人の目的遂行に必要なものであり、かつ、費用は社会通念上相当の範囲内であること、及び法定福祉サービスに関する収入については、法人外への資金流出に属する経費に充てていないこと等の要件に該当する必要があるが、高林会においては、令和6年度に、当該要件に該当しない不適切な支出をしていることが認められた。</p> <p>理事長は、高林会との委任契約に基づき、高林会に対し善管注意義務・忠実義務を負うとともに、各会計についても直接責任を負うところ、これを怠り、当該支出について指示・容認をした行為は、当該義務に違反する点で債務不履行に当たるから、その支出額について、高林会に対する損害賠償義務を負っている（社会福祉法第38条、第45条の16、第45条の20、民法第415条、第644条）。</p> <p>1 理事長等に係る研修研究費（6件、計81万8,930円） 理事長等が参加した研修研究費</p> | <p>理事長は、令和6年度における別添の不適切な支出によって高林会に損害を与えているから、利息を付して、高林会に返還すること。</p> | <p>返還しました。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>の支出については、当該研修内容や実績を具体的に立証できる証憑書類の保存がなく、目的地も観光地であること等から、理事長等への合理性を欠く不相当な利益の供与と認められるため、これに充てた高林会の標記支出は認められない。</p> <p>(民法第34条、社会福祉法人高林会定款第1条)</p> | | |
|---|--|--|